

高知憲法速報

No.183 2009. 1. 23

発行:高知憲法会議事務局

088-872-3406

編集人 事務局 徳弘嘉孝

ソマリア沖海賊取り締まりと自衛隊派兵

政府・与党は海賊対策として「海上警備行動」を口実に、アフリカ東北部ソマリア沖に海上自衛隊を送ろうとしています。一方で「派兵法」を作る準備も同時に行っています。与党プロジェクトチームは週2回の会合を重ね、麻生首相は「現行法の『活用』で「行動指針」を決め、近く発令、防衛大臣が海上自衛隊に準備を指示し、この3月にも艦船や哨戒機による「護衛」が開始されようとしているなど、事態は急を告げています。

外国船護送や外国軍と一体となった行動、必要に応じて武器を使用するなど、憲法9条のこれまでの解釈をなし崩しにないがしろにし、自衛隊による集団的自衛権の行使や海外での武器使用に踏み出そうとしているのです。ソマリア沖への派兵は、アメリカが求めるいつでもどこへでもどんな形態でも派兵できる自衛隊海外派兵・武力行使恒久法に向けてさらに歩を進めるものでもあります。

憲法改悪阻止各界連絡会議(中央憲法会議)は、この「海賊退治を口実にした自衛隊のソマリア派兵」に反対する立場で、この問題についての情報を多くの方々に提供すべく、「Q&A ソマリア沖海賊取り締まりと自衛隊派兵(月刊憲法運動・編集部)」を作成しました。

全文は憲法会議ホームページに掲載しています。

アドレスは <http://www.kenpoukagi.gr.jp>

ポイントのみ紹介します

①海賊の取り締まりは警察の仕事…日本の場合、海上保安庁になる。実際海上保安庁はマラッカ海峡で関係国と共同訓練を重ね、実績に評価がある。

軍隊には警察権がないので海賊を逮捕できない。インド海軍がタイ漁船を海賊船と誤認して撃沈してしまい、人質となっていた多くの船員が行方不明になった事件もある。犠牲が増える危険もある。

②現行法と新法の2段階方式で…自衛隊法82条の「海上警備行動」を適用するという解釈は、防衛省幹部にも「無理がある」との不安。ソマリア沖に限定しない海賊取締り一般を認める法律を準備。

③これまでの政府の憲法9条解釈変更も…アメリカを中心にした“海賊掃討司令部”が組織されることになる。国際的な軍事力の一環を担うことは「武力行使と一体」であり政府解釈に反する。武器使用の権限を正当防衛を超えて「船体射撃」まで可能にすることも武力行使となり憲法違反。

④米戦略の中で何が何でも自衛隊派兵…米は既成事実を積み上げたい。日本政府もこれに呼応。

⑤民主党の対応はどうか…小沢代表はもともと「国連決議があれば武力行使を伴う活動参加も憲法違反でない」論文を発表。海賊問題でも自衛隊の出動に「憲法上の疑義はない」と言っている。

⑥ソマリア海賊問題の真の解決…1900年代半ばまでイギリスイタリヤの植民地支配。1991年政権崩壊後内戦と干ばつで30万人以上が死亡。国連が安全確保に乗り出したが、93年平和執行部隊への切り替えて犠牲者急増、その後撤退。歴史と実態を踏まえた、国内状況解決のための援助こそ大切。

第8回憲法会議総会について

2009年度の総会にお集まりください

日時; 1月26日(月) 午後6時~8時

場所; 高知城ホール3階 県教組会議室

議題; 総括、方針、決算予算、役員選出

この間の憲法署名・宣伝活動

1月19日(月) 憲法会議 4人25筆

寒い日でも人通りも少なかったのですが、平和委員会、高教組、自治労連、事務局長の参加でした。若い女性が、自民党新憲法草案の話などに、「知らなかった」とびっくりしていました。

1月20日(火)高教組 4人22筆 独自の取り組み